雇児発 0615 第 8 号
平成２９年６月１５日

各　都道府県知事
指定都市市長
中核市市長
市区町村長　殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
（　公　印　省　略　）

児童養護施設等における防犯対策強化に係る整備について

標記については、平成 29 年 6 月 15 日厚生労働省発雇児 0615 第 6 号厚生労働事務次官通知の別紙「平成 29 年度（平成 28 年度からの繰越分）次世代育成支援対策施設整備交付金（児童虐待防止対策等に係る分）交付要綱」及び平成 20 年 6 月 12 日厚生労働省発雇児第 0612001 号厚生労働事務次官通知の別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」により行うこととされているが、その取扱いについては別紙のとおりとし、平成 29 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

（別紙）

児童養護施設等における防犯対策強化に係る整備について

１．趣旨

児童養護施設等の防犯対策を強化するため、非常通報装置・防犯カメラ設置や外構の設置・修繕など必要な安全対策を講じる。

２．対象施設

助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童相談所一時保護施設、婦人保護施設、婦人相談所一時保護施設、児童自立生活援助事業所、小規模住居型児童養育事業所、児童厚生施設、子育て支援のための拠点施設、地域子育て支援拠点施設、利用者支援事業所、児童家庭支援センター、市区町村子ども家庭総合支援拠点

３．対象事業

次に掲げる整備等、児童養護施設等の防犯対策を強化する工事を対象とする。

①門、フェンス等の外構の設置、修繕

門、フェンス等の外構の設置、修繕等を行うための整備

②非常通報装置等の設置

警察機関への非常通報装置等を設置するための整備

（対象工事の例示）

- 110 番直結非常通報装置を設置する工事
- カメラ付きインターホンを設置する工事
- 防犯カメラを設置する工事
- 人感センサーを設置する工事
- その他、児童福祉施設等の安全管理に必要なもの

４．交付基礎点数

厚生労働大臣が必要と認めた点数とする。